平成２８年（フ）第６３８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2641番地７
破産者　中村　謙一
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2641番地７
破産者　中村　路子
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０１号
埼玉県越谷市川柳町１丁目430番地12
破産者　小野寺建夫
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１７号
埼玉県越谷市元柳田町３番８号　レオパレスサラトガ204号
破産者　山口　正人
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４５号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目17番４号　第２関根フラワーコーポ102号、旧住所埼玉県吉川市大字八子新田379番地１　中村病院内
破産者　佐藤　一宏
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４７号
埼玉県越谷市大字平方1794番地９　ワコーレ武里Ⅱ号館404号室
破産者　伊藤　智則
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市昭和南通９丁目241番地　メゾンアベニール105号、開始決定時の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2117号
破産者　栗田　秀子（開始決定時の姓尾上）
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目30番５号
破産者　岡田　美幸
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３８８号
佐賀県多久市北多久町大字小侍749番地１市営砂原団地231号、破産手続開始時の住所佐賀県多久市多久町2542番地１
破産者　吉川智恵美（旧姓岸本）
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７３号
福岡市中央区谷２丁目10番23―２号、開始決定時の住所福岡県糸島市前原北２丁目８番12号
破産者　江上　志織
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２５号
福岡県春日市春日公園７丁目28　すみれハイツ101号、住民票上の住所山口県岩国市南岩国町４丁目59番40号
破産者　藏岡　昭治
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８６号
福岡県糸島市神在1187番地１
破産者　森田　友子
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９７号
福岡市西区今宿東１丁目16番６―407号
破産者　高田　　恵（旧姓鍋島）
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９６５号
福岡県筑紫野市紫１丁目13番１―510号
破産者　Ｒ＆Ｒこと　中島　剛治
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９３号
福岡県宗像市東郷５丁目14番１―203号
破産者　天野　正人
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４号
福岡県春日市春日７丁目１番地、前住所福岡県春日市天神山１丁目36番地　ゆきハイツＢ―101号
破産者　古屋康二郎
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４号
福岡市西区石丸２丁目18番18―３号
破産者　竹澤　光平
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４号
福岡市早良区原８丁目６番８号
破産者　野田喜一郎
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４号
佐賀市八幡小路３番９号
破産者　江副　義信
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係